

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
1	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国が定める国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（<u>平成16年6月18日法律第112号</u>。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国が定める国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>法令番号の追記</p>
3	<p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国</p>	<p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者(※)その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国</p>	<p>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の記載に合わせた修正</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由																																																								
8	<p>際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>人口は、<u>74,881</u>人(平成26年4月1日現在)で、市の西方の平野部の県道春日井各務原線沿いに密集しており、特に旧城下町であった犬山地区に人口が集中している。また、丘陵地区にも宅地開発により、団地が点在している。</p> <p>全体として、名古屋圏のベッドタウンとして成長してきたが、山林、農用地が多い地域といえる。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成26年4月1日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>犬山地区</th> <th>城東地区</th> <th>羽黒地区</th> <th>楽田地区</th> <th>池野地区</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(人)</td> <td><u>30,943</u></td> <td><u>14,456</u></td> <td><u>15,254</u></td> <td><u>12,908</u></td> <td><u>1,320</u></td> <td><u>74,881</u></td> </tr> <tr> <td>面積(k㎡)</td> <td><u>9.14</u></td> <td><u>29.18</u></td> <td><u>7.63</u></td> <td><u>10.85</u></td> <td><u>18.17</u></td> <td><u>74.97</u></td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td><u>3,385</u></td> <td><u>495</u></td> <td><u>1,999</u></td> <td><u>1,190</u></td> <td><u>73</u></td> <td><u>999</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		犬山地区	城東地区	羽黒地区	楽田地区	池野地区	合 計	人口(人)	<u>30,943</u>	<u>14,456</u>	<u>15,254</u>	<u>12,908</u>	<u>1,320</u>	<u>74,881</u>	面積(k㎡)	<u>9.14</u>	<u>29.18</u>	<u>7.63</u>	<u>10.85</u>	<u>18.17</u>	<u>74.97</u>	人口密度	<u>3,385</u>	<u>495</u>	<u>1,999</u>	<u>1,190</u>	<u>73</u>	<u>999</u>	<p>際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p style="color: red;">※ 人口呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等を含む。以下同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>人口は、<u>72,331</u>人(令和5年3月31日現在)で、市の西方の平野部の県道春日井各務原線沿いに密集しており、特に旧城下町であった犬山地区に人口が集中している。また、丘陵地区にも宅地開発により、団地が点在している。</p> <p>全体として、名古屋圏のベッドタウンとして成長してきたが、山林、農用地が多い地域といえる。</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年3月31日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>犬山市全域</th> <th>(犬山地区)</th> <th>(城東地区)</th> <th>(羽黒地区)</th> <th>(楽田地区)</th> <th>(池野地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(人)</td> <td><u>72,331</u></td> <td><u>(30,825)</u></td> <td><u>(13,253)</u></td> <td><u>(14,554)</u></td> <td><u>(12,387)</u></td> <td><u>(1,312)</u></td> </tr> <tr> <td>面積(k㎡)</td> <td><u>74.90</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td><u>966</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		犬山市全域	(犬山地区)	(城東地区)	(羽黒地区)	(楽田地区)	(池野地区)	人口(人)	<u>72,331</u>	<u>(30,825)</u>	<u>(13,253)</u>	<u>(14,554)</u>	<u>(12,387)</u>	<u>(1,312)</u>	面積(k㎡)	<u>74.90</u>						人口密度	<u>966</u>						<p>時点修正</p>
	犬山地区	城東地区	羽黒地区	楽田地区	池野地区	合 計																																																					
人口(人)	<u>30,943</u>	<u>14,456</u>	<u>15,254</u>	<u>12,908</u>	<u>1,320</u>	<u>74,881</u>																																																					
面積(k㎡)	<u>9.14</u>	<u>29.18</u>	<u>7.63</u>	<u>10.85</u>	<u>18.17</u>	<u>74.97</u>																																																					
人口密度	<u>3,385</u>	<u>495</u>	<u>1,999</u>	<u>1,190</u>	<u>73</u>	<u>999</u>																																																					
	犬山市全域	(犬山地区)	(城東地区)	(羽黒地区)	(楽田地区)	(池野地区)																																																					
人口(人)	<u>72,331</u>	<u>(30,825)</u>	<u>(13,253)</u>	<u>(14,554)</u>	<u>(12,387)</u>	<u>(1,312)</u>																																																					
面積(k㎡)	<u>74.90</u>																																																										
人口密度	<u>966</u>																																																										

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
10	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 (略) (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 (略) ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。従って、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 (略)</p> <p>第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 (略)</p> <p>第4 情報収集。提供等の体制整備 (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (略)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 (略) (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 (略) ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。従って、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、<u>NBC兵器</u>や汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 (略)</p> <p>第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 (略)</p> <p>第4 情報収集。提供等の体制整備 (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (略)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式</p>	<p>内閣官房 web ページの記載に合わせた修正</p>
22	<p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の</u></p>	<p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第1条に規定する様式第1号及び第</u></p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
23	<p><u>様式により</u>、県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>市は、訓練の実施に当たっては、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態及び緊急対処事態に特有な訓練について実際に資機材<u>を用いて行う</u>など実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>(略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 高齢者、障害者等への配慮</p>	<p><u>2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>市は、訓練の実施に当たっては、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態及び緊急対処事態に特有な訓練について実際に資機材<u>や様々な情報伝達手段を用いる</u>など実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>(略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 高齢者、障害者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更 に合わせた県計画 の修正に伴う修正</p>
25	<p>市は、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p>	<p>市は、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者名簿を活用しつつ</u>、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更 に伴う修正</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
	<p>その際、避難誘導時において、<u>災害・福祉関係</u>部局を中心とした横断的な「<u>要配慮者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>また、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への配慮に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。</p> <p>※【<u>避難行動要支援者の避難支援プラン</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の<u>避難支援プラン</u>を活用することが重要である（「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」（平成17年3月）参照）。</p> <p><u>避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</u></p> <p><u>避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、避難行動要支援者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当してい</u></p>	<p>その際、避難誘導時において、<u>防災・福祉</u>部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>また、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への配慮に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。</p> <p>※【<u>避難行動要支援者名簿</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者<u>名簿</u>を活用することが重要である（「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>	<p>表記の整理</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由																																																																												
27	<p>る介護保険事業者名などを記載。 (略)</p> <p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>(略)</p> <p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正																																																																												
28	<p>6 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10号</td> <td>危険物質等の取扱所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>28条</td> <td>危険物質の種類</td> <td>所管省庁名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2号</td> <td>毒劇物</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	(略)	(略)	(略)		10号	危険物質等の取扱所			28条	危険物質の種類	所管省庁名		1号	危険物	総務省消防庁		2号	毒劇物	厚生労働省		3号	火薬類	経済産業省		4号	高圧ガス	経済産業省		5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	<p>6 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2号</td> <td>毒劇物</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7号</td> <td>放射性同位</td> <td>原子力規制委</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	(略)	(略)	(略)		(削除)	(削除)		第28条	1号	危険物	総務省消防庁		2号	毒劇物	厚生労働省		3号	火薬類	経済産業省		4号	高圧ガス	経済産業省		5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会		6号	核原料物質	原子力規制委員会		7号	放射性同位	原子力規制委	表記の整理
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																												
第27条	(略)	(略)	(略)																																																																												
	10号	危険物質等の取扱所																																																																													
	28条	危険物質の種類	所管省庁名																																																																												
	1号	危険物	総務省消防庁																																																																												
	2号	毒劇物	厚生労働省																																																																												
	3号	火薬類	経済産業省																																																																												
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																												
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																												
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																												
第27条	(略)	(略)	(略)																																																																												
	(削除)	(削除)																																																																													
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																												
	2号	毒劇物	厚生労働省																																																																												
	3号	火薬類	経済産業省																																																																												
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																												
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																												
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																												
	7号	放射性同位	原子力規制委																																																																												

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行			改 正 案			改正理由
33		<u>6号</u>	<u>核原料物質</u>	<u>原子力規制委員会</u>		<u>元素(汚染物質を含む。)</u>	<u>員会</u>
		<u>7号</u>	<u>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</u>	<u>原子力規制委員会</u>	<u>8号</u>	<u>劇毒物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</u>	<u>厚生労働省 農林水産省</u>
		<u>8号</u>	<u>劇毒物(薬事法)</u>	<u>厚生労働省 農林水産省</u>	<u>9号</u>	<u>電気工作物内の高圧ガス</u>	<u>経済産業省</u>
		<u>9号</u>	<u>電気工作物内の高圧ガス</u>	<u>経済産業省</u>	<u>10号</u>	<u>生物剤、毒素</u>	<u>各省庁(主務大臣)</u>
		<u>10号</u>	<u>生物剤、毒素</u>	<u>各省庁(主務大臣)</u>	<u>11号</u>	<u>毒性物質</u>	<u>経済産業省</u>
		<u>11号</u>	<u>毒性物質</u>	<u>経済産業省</u>			
	(略) 第3編 武力攻撃事態等への対処 (略) 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 (略) ④ 本部 <u>員</u> 会議の開催等 市対策本部長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じて本部 <u>員</u> 会議を開催する。			(略) 第3編 武力攻撃事態等への対処 (略) 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 (略) ④ 本部会議の開催等 市対策本部長は、情報収集に努めるとともに、必要に応じて本部会議を開催する。			表記の整理

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
34	<p>(略)</p> <p>2 市対策本部の組織及び機能</p> <p>(1) 市対策本部の組織</p> <p>【図中】</p> <p>本部員会議</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市対策本部における広報等</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市対策本部の組織及び機能</p> <p>(1) 市対策本部の組織</p> <p>【図中】</p> <p>本部会議</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市対策本部における広報等</p> <p>(略)</p>	表記の整理
35	<p>② 広報手段</p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、<u>インターネットホームページ</u>等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p> <p>(略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p>	<p>② 広報手段</p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、<u>Webサイト</u>等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p> <p>(略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p>	地域防災計画との整合
41	<p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(略)</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>市は、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、<u>避難所等に臨時</u>に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p> <p>なお、市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に</p>	<p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(略)</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>市は、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、<u>市</u>に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p> <p>なお、市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に</p>	地域防災計画との整合

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
43	<p>際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>(略)</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>(略)</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車による拡声機やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>(略)</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のWebサイトに警報の内容を掲載する。</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車による拡声機やWebサイトへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>地域防災計画との整合</p> <p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正</p> <p>地域防災計画との整合</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
	<p>また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応</u></p> <p><u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。</u></p> <p><u>(3) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</u></p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>要配慮者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p>	<p>また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><u>※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> </div> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</u></p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
47	<p><u>(4)</u> 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><u>(5)</u> 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）</p> <p>第2 避難住民の誘導等 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定 (略)</p> <p>(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 (略)</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン、要配慮者</u>支援班の設置) (略)</p> <p>3 避難住民の誘導 (略)</p>	<p>迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p><u>(3)</u> 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><u>(4)</u> 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）</p> <p>第2 避難住民の誘導等 (略)</p> <p>2 避難実施要領の策定 (略)</p> <p>(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 (略)</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者</u>支援班の設置) (略)</p> <p>3 避難住民の誘導 (略)</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
48	<p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な</u>避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正</p>
49	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため<u>要配慮者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（<u>また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。</u>その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</p> <p>(略)</p> <p>4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項 (略)</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（<u>「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。</u>その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</p> <p>(略)</p> <p>4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項 (略)</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
52	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令されたときは、当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に住民を屋内に避難させることが必要である。</p> <p>① 市長は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>(略)</p> <p>4 待避の指示</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令されたときは、当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に住民を屋内に避難させることが必要である。</p> <p>① 市長は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示を行う。</p> <p><u>※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>(略)</p> <p>4 待避の指示</p> <p>(略)</p>	<p>国民の保護に関する基本指針の変更に合わせて県計画の修正に伴う修正</p>
60	<p>(3) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により<u>速やか</u>に住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知する。</p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p>	<p>(3) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により<u>直ち</u>に住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知する。</p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p>	<p>国民保護法に合わせた表記の整理</p>

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
65	<p>(略)</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及び NBC 攻撃による災害への対処等</p> <p>(略)</p> <p>6 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の<u>下</u>、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及び NBC 攻撃による災害への対処等</p> <p>(略)</p> <p>6 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の<u>もと</u>、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p>	表記の整理
69	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し<u>医師等</u>保健医療関係者による巡回健康相談、<u>指導等</u>を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する<u>よう努める。</u></p> <p>この場合において、高齢者、障害者 <u>(追加)</u> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し<u>保健師等の</u>保健医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する<u>など、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。</u></p> <p>この場合において、高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
70	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「震災廃棄物対策</u></p>	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「愛知県災害廃棄</u></p>	愛知県災害廃棄物 処理計画の改定に

犬山市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改正理由
	<p><u>武力攻撃事態等</u>対策本部 緊急対処事態対策本部</p>	<p><u>事態</u>対策本部 緊急対処事態対策本部</p>	